

## 第2章 事業開始までの経過記録

要綱等の制定により事業スキームを構築したことを受け、東京都は、岩手県及び宮城県に災害廃棄物の受入処理を提案し、災害廃棄物処理支援事業を開始した。

### 1 災害廃棄物の処理基本協定

#### (1) 岩手県との締結

平成23年9月30日に、岩手県、公社及び東京都の3者で「災害廃棄物の処理基本協定」を締結し、同日付で、岩手県から基本協定に基づく岩手県宮古市災害廃棄物の受入処理の依頼を受けた。

#### (2) 宮城県との締結

平成23年11月24日に、宮城県、女川町、特別区長会、東京都市長会及び東京都と女川町災害廃棄物の受入処理を相互に協力する「宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」を取り交わした。また、同日付で、宮城県、公社及び東京都の3者で「災害廃棄物の処理基本協定」を締結した。

そして、宮城県から基本協定に基づく宮城県女川町災害廃棄物（試験焼却分）の受入処理の依頼を受けた。

### 2 都内民間施設の受入準備

まず、災害廃棄物の発生状況及び性状等を被災現場で確認し、その写真や性状等で処理できるかを検証し、受入準備を進めた。津波による災害廃棄物は、生活そのものががれきと化したもので、その中にはガスボンベや消火器等の危険物や有害物が含まれ、それを取り除かないと民間施設でも処理できないことが判明した。

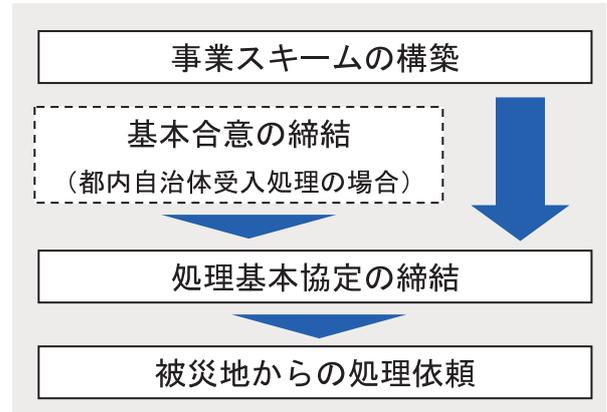


図2-1 事業開始時の流れ



図2-2 災害廃棄物の発生状況



<火災・爆発の危険があるもの>



<アスベスト含有の可能性のあるもの>

図2-3 危険物・有害物の選別状況

また、当時、被災地自治体では、行方不明者の捜索に支障となるがれきを一次仮置場まで集積する業務に翻弄され、その先の処理まで考える余裕はない状況であった。そうしたことから、次の点を考慮して受入処理事業計画を立案した。

#### ＜事業計画立案時に考慮した点＞

- ・ 被災地で最低限の選別等を行うこと。
- ・ 都側が被災地で災害廃棄物を判定し、合格したものだけを搬出すること。  
(都内で判定するのではなく、被災地で判定する方法を採用)
- ・ 受入側に合わせた、被災地から都内までの輸送を都側が担うこと。  
(被災地自治体側で、広域運搬を管理する余裕がなかった。)
- ・ 責任分界点の明確化  
(被災地側の責任は災害廃棄物の積込みまで、都側の責任は被災地における災害廃棄物の受入判定、被災地からの運搬、中間処理及び最終処分)
- ・ 事業開始に当たっては、各処理施設で試験的な処理を行うこと。

こうして、これらの事項を踏まえた事業スキームを構築し、平成 23 年 9 月 30 日に、岩手県宮古市災害廃棄物処理事業（先行事業）の公募を行い、平成 23 年 11 月 2 日に岩手県宮古市から災害廃棄物を搬出、翌 11 月 3 日に都内処理施設で先行的に処理を開始した。

### 3 都内清掃工場の受入準備

都内清掃工場は特別区においては東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）が、多摩地域においては市町村及び一部事務組合が運営、管理している。災害廃棄物の受入れに当たっては、清掃工場所在区市町村の住民の理解を得るため、区市町村や一部事務組合との協力関係の構築が不可欠であった。そこで、区市町村と一部事務組合とともに、受入可能な廃棄物の形状・性状の確認、アスベスト等の有害物・危険物の分別状況、放射能対策などを被災地等において、搬出元と受入側で相互に確認した。

図 2-4 代表的な災害廃棄物の性状



#### ＜事業計画立案時に考慮した点＞

- ・ 清掃工場での受入れまでの放射能対策は、都が責任をもって対応すること。  
(放射能に関する苦情や抗議は、東京都が適切に対応すること。)
- ・ 被災地において清掃工場で処理可能な廃棄物の品質を確保する選別破碎等を行うこと。
- ・ 都側が被災地で災害廃棄物を判定し、合格したものだけを搬出すること。  
(被災地で都側が品質を保証する。)
- ・ 清掃工場の受入計画に合致した、広域輸送を都側が担うこと。  
(区市町村の受入計画をとりまとめ、東京都が被災地と調整を図る方法)
- ・ 清掃工場での処理開始に当たっては、試験焼却により技術的に検証すること。

(1) 災害廃棄物の処理基本合意

平成 23 年 11 月 24 日に、都内清掃工場での焼却処理に当たり、宮城県、女川町、特別区長会、東京都市長会及び東京都で、次の処理に関する基本合意書を締結した。

特別区長会等との基本合意書（抜粋）	東京都市長会等との基本合意書（抜粋）
<p>女川町災害廃棄物のうち広域的に処理することが必要かつ可能である災害廃棄物について、当該災害廃棄物が特別区で組織する東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場において円滑に処理されるよう相互に協力することを合意</p>	<p>女川町災害廃棄物のうち広域的に処理することが必要かつ可能である災害廃棄物について、多摩地域の市の区域に所在する清掃工場において、円滑に処理できるよう相互に協力することを合意</p>

(2) 災害廃棄物の試験焼却

基本合意書を取り交わした後、清掃一組は、平成 23 年 12 月に、災害廃棄物を清掃一組の大田及び品川清掃工場で焼却処理する試験焼却を行い、平成 24 年 1 月にその試験焼却の結果を発表し、翌月に住民説明会を開催して、3 月から本格的な焼却処理を開始した。

なお、平成 23 年 12 月に、災害廃棄物の試験焼却に当たり、大田清掃工場及び品川清掃工場の周辺住民向けの説明会を、大田区又は品川区、清掃一組及び東京都環境局の 3 者で開催した。



(3) 住民説明会の開催

- ・特別区における住民説明会

特別区、清掃一組及び東京都環境局の 3 者で、2 月 1 日から 2 月 29 日までの間に、22 回の住民説明会を開催した。説明会では、特別区から受入れまでの経緯、東京都環境局から受入れの概要及び環境対策、そして清掃一組から試験焼却結果、最後に女川町からのメッセージ映像を上映した上で、質疑を受けた。

- ・多摩地域における住民説明会

多摩地域の市町及び一部事務組合と東京都環境局で、3 月 18 日から 10 月 10 日までの間に、特別区と同様な方法で、計 9 回の住民説明会を開催した。

試験焼却時、特別区及び多摩地域を合わせて計 33 回、延べ約 2,000 人の住民等が参加して、女川町災害廃棄物の受入れについて、受入自治体の住民等に理解と協力を求めるために、住民説明会を開催した。

